

後見制度改革の中長期的課題

—米ポップ歌手後見の罣からの脱出成功に学ぶ—

○ 介護保険学び舎 越川文雄 (8427)

キーワード 本人権利確保の改善、後見人による搾取対策強化、選択的利用可能な手段・方法の整備

1. 研究目的

米ポップ歌手ブリトニー・スピアーズは、高機能自閉症と見られ（認知症説もあった）、2008 年から父親を後見人とされ、人工避妊具装着を強制され、結婚も出来ないという状態に置かれた。親権を失った子供との面会を可能とするため本人が後見解除を申立てようとしなかったとの説もあったが、後見解除を強く訴えるようになり、昨年 11 月に実現した。この解除に向けて、ファンを中心とした支援活動（デモ、SNS 等により）、マスコミによるドキュメンタリー番組作り等の活発な動きが展開され、著名芸能人等を巻き込み、更に政界、司法、福祉分野等での議論を呼び、全米に大きな反響をもたらした。国際的にも関心が高まった国が可成りあった様である。こうした社会の状況を踏まえ事案発生地のカリフォルニア州（以下加州と云う）を始め幾つかの州では後見関連法の改正が行われ、連邦でもその動きを支援、促進するための法案作りが進められている。

日本は、本年 8 月に障害者権利条約による国連審査が予定され、後見制度につき厳しい是正勧告を受けると予想されている。一方、本年 3 月政府は第 2 期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定、後見制度見直しを中長期課題として検討すべく予備検討を開始した。

ブリトニー問題に触発された米連邦及び州レベルでの後見関連改正法作りにつき焦点をあて、我が国第 2 期基本計画に示された中長期課題等とのギャップを考察した。

2. 研究の視点および方法

2021 年本学会口頭発表において「成年後見の利用促進をいくら促進しても・・・社会的状況に対応できない・・・」「ほかの手段・方法も提供し、選択的に国民が利用できるような仕組みを考えることが必要不可欠」との樋口範雄の見解を紹介し、日本社会全体が後見改革の大前提としてこうした考えを共有すべきと述べたが、今回もこの視点から調査を進めた。

調査方法としては、第 2 期成年後見制度利用促進基本計画及びその審議過程並びに第 2 期計画発足後の専門家会議の議事録、資料と対比、障害者権利条約の視点から見た米での後見改革の取り組みを含め、ブリトニーに関連した米の後見改革取り組みの現状把握に努めた。調査対象の情報は、主として Web により入手した。

3. 倫理的配慮

独立研究者として「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」（2018）及び「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」を遵守した。

4. 研究結果

（1）連邦議会（後見法は州の権限下であり、連邦は、州の改革を支援する立場）

1）上院提案中の「後見アカウントビリティ法案」（2018 年提案、当学会第 67 回秋季大会

で紹介、2021年9月再提案、下院関連法案同年10月提案):①「全米後見情報センター」の指定②州後見データベース開発のための助成制度承認③後見人の履歴情報を各法域間で共有する手続きの制定等により、後見監視とデータ収集の改善に資する。等

2) 下院提案中の「自由と虐待からの解放法案: FREE Act」①違法行為や虐待を証明せずに、私的後見人を公後見人、家族等に置換えることを申立てる権利付与②虐待兆候の相談、本人に残された権利を理解させるため州政府のケースワーカーを各被後見人に割当てる③全てのケースワーカーと公後見人に、利益相反がないことを保証するために彼らの財務内容開示を要求。等

3) 下院提案中の被後見人の避妊に対する後見人の権限を制限する法案

(2) 加州(2006年大幅な後見改革、2008年景気後退により改革資金を喪失)

1)「#フリー・ブリトニー法」(裁判所でブリトニーの父親が後見人の役割を停止された2021年9月30日に成立、殆どは2023年、2024年施行予定、③等は議会での必要予算獲得後施行):①司法評議会に対し被後見人の権利を守る上での後見の有効性等研究結果の議会報告義務化②被後見人又はその候補者は、自分が選んだ弁護人を選任する権利と後見人選任、その停止、交代と云った事態に関する訴えにつき相談する権利を付与。③被後見人を個人的に知っている人が、後見人による虐待につき裁判所に申し出ることを認め、その申立てにつき裁判所の捜査義務付け④「職業的受託者」(同時に2件以上の後見人を務める者等)である後見人及びその他の後見人の新たな民事罰設定。等

2)「検認後見制度と意思決定支援(以下「SDM」と云う)法」(2022年1月下院提案):①後見人選任前に全ての後見代替案が検討されたことを文書化裁判官に義務化。裁判所の後見ダイバージョンプログラム設定義務化。②選任後定期的な見直し、本人後見終了希望を受けての後見終了容易化③SDM、SDM契約法制化④被後見人にその権利リスト交付。等

5. 考 察

米国とりわけ加州は、後見改革(虐待対応セーフガードを含め)に向けての努力が永年にわたり続けられてきた。日本に比し権利条約の方向に沿って大きく前進している点としては、既に後見利用の前にSDMを含む制約の少ない代替利用を考えるべきとしており、路上生活等の障害者対策や職業的受託者免許制度、公後見制度等がある。しかし、必要な予算が確保できず裁判官等のトレーニング不足等により、改革の実効が期待通り得られて来なかったという意見が見られる。

こうした予算不足下の先進事例の運用実態と改革努力を通して、日本は学ぶべき事が多いと思われる。とりわけ「4研究結果」で示した米国の改革事項は本人権利確保の改善に重点が置かれ、日本での中長期課題議論の参考とすべき事項が多い。

【参考文献】(1) 樋口範雄(2020)「高齢者の自律と日本経済」21世紀政策研究所
(2) 志村武(2018)「第4章 アメリカ合衆国」法務省委託『各国の成年後見法制に関する調査研究報告』商事法務研究会